

総務産業委員会報告書

平成29年3月14日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 山本恒道

平成29年3月14日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第3号 平成29年度備前市土地取得事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第4号 平成29年度備前市三石財産区管理事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第5号 平成29年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第18号 平成28年度備前市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	なし
議案第19号 平成28年度備前市三石財産区管理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	なし
議案第28号 備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第29号 備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第30号 備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び備前市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第31号 備前市一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第46号 備前市過疎地域自立促進計画の一部変更について	原案可決	なし
請願第12号 日本政府に「核兵器禁止条約の交渉会議参加と、条約実現に努力することを求める」意見書採択を求める請願	継続審査	—

<所管事務調査>

- 監査委員（議選）の欠員について
- 監査結果報告書について
 - ・日生鹿久居島古代体験の郷まほろばについて
 - ・備前市公有財産規則について
- 文書管理について
- 骨格予算について
- ふるさと納税について
- 機構改革と人事管理について

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第18号の審査	2
議案第19号の審査	2
議案第3号の審査	3
議案第4号の審査	5
議案第5号の審査	6
議案第28号の審査	7
議案第29号の審査	10
議案第30号の審査	10
議案第31号の審査	11
議案第46号の審査	15
請願第12号の審査	16
所管事務調査	17
閉会	25

総務産業委員会記録

招集日時	平成29年3月14日（火）	午後1時30分		
開議・閉議	午後1時30分	開会 ～	午後3時45分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第1回定例会）の開催		
出席委員	委員長	山本恒道	副委員長	森本洋子
	委員	田原隆雄		尾川直行
		津島 誠		守井秀龍
		石原和人		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	鶴川晃匠		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	市長室長	今脇誠司	秘書広報課長	藤田政宣
	総合政策部長	佐藤行弘	施設建設・再編課長	平田惣己治
	企画課長	野道徹也	総務課長	石原史章
	財政課長	河井健治	契約管財課長	濱山一泰
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所長	金藤康樹
	会計管理者	中野新吾	監査委員事務局長	正富福政
傍聴者	議員	橋本逸夫	掛谷 繁	立川 茂
		星野和也		
	報道関係	あり		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午後1時30分 開会

○山本委員長 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は市長室、総合政策部、会計課、監査委員事務局ほか関係の議案、請願審査、所管事務調査等を行います。

なお、所管事務調査に先立ち執行部からの報告があればお受けいたします。

それでは、直ちに本委員会に付託されました議案及び請願の審査を行います。

審査は特別会計の補正予算から行い、後は議案番号順で最後に請願の審査を行います。議案番号が前後いたしますが円滑な議事進行に努めたいと思いますので、委員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

***** 議案第18号の審査 *****

それでは、議案第18号平成28年度備前市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）から参ります。

議案第18号について何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第18号の審査を終わります。

***** 議案第19号の審査 *****

次に、議案第19号平成28年度備前市三石財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）について。

質疑のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第19号の審査を終わります。

***** 議案第3号の審査 *****

続きまして、議案第3号平成29年度備前市土地取得事業特別会計予算について。

何かありませんか。

○尾川委員 9ページの歳入で、土地貸付料28万4,000円ですけど、これは去年と一緒か。その貸付先は駐車場じゃねえかと思うんですけど、どういう状況になっとんかちょっと説明してください。

○濱山契約管財課長 貸付先ですけども、中国電力で、金額は870円で支柱の敷地を貸してま

す。
あと、備前市施設管理公社へ備前片上駅駐車場用地を28万7,690円で、NTTさんに電話の柱とか支線の敷地を4,500円で貸しております。中身は去年と同じです。

○尾川委員 今、駐車場に貸しとんのは何ぼ言うたかな。

○濱山契約管財課長 平成29年度予算は27万9,270円です。

○尾川委員 その金額は28年も一緒ですか。

○濱山契約管財課長 申しわけありません。先ほど最初に申し上げました平成28年度が28万7,690円です。

○尾川委員 減額されとるわけでしょ。その理由は何ですか。

○濱山契約管財課長 固定資産の評価額が若干下がっているということで減額となっております。

○尾川委員 これはずっと施設管理公社でしたか。

○濱山契約管財課長 28年度、29年度は施設管理公社です。

○守井委員 細部説明に土地開発基金の管理と財産運用収入というようなことになっているんですが、土地取得事業特別会計の中で財産運用収入というのは表現がそぐわないように思うんですが、そのあたりはどういう意味合いでしょうか。

ちょっと補足すれば、開発基金の積立金の利子という意味での財産運用収入という表現じゃないかと思うんですけども。土地取得事業で財産運用収入といたら、また別の会計みたいな感じが若干するんですけども、そんな感じはいかがでしょうか。

質問の意味がわかりませんか。

それでは、利子及び配当金は、前年度予算が13万2,000円で、本年度予算額48万9,000円ですけど、こういう利子及び配当金のことを財産運用収入で計上していますという表現にしておるんですかという質問です。

○濱山契約管財課長 土地の貸し付けとかそういう預金の利息とかも運用収入ということですよ。

○山本委員長 ほかに。

○尾川委員 もう一点だけ。備前片上駅の駐車場というか、施設管理公社に指定管理に出しとるので、あのあたりも舗装も何もしてねえ状態じゃと思う。前は商工会議所が担当しとったような記憶があるんじゃないけど、その辺はどうなっとんかと、駐車場の貸付料が下がるとということ、駐車料金なんかはどうなっとんか。

○濱山契約管財課長 舗装はされていないと思います。

駐車場の料金とかは、また駅のほうの委託に出している分の収入で上がってきていると思います。一般会計ですけども。

○尾川委員 いつまでも黙っとるから舗装もほっとくというんじゃないしに、ほかのバランスから、この間も県議と話をしたら備前市ももう少し駐車場というか、パーク・アンド・ライドというふうなことで駐車場の完備をしてくれというふうな、逆にこっちに要望されたぐらいで、だから駐車場というのをもう少しというのが、JRのICOCAとか、便数とかそんな話からそういうふうなほうへ、もうちょっと利用者をふやしてくれと。向こうもええかげんなことばあ言うんじゃないけど、そういう話になったときにもう少し快適に使えるように少しは考えて、誰に言うんか、市長に言わにゃいけないのか、提案して予算をとってもらわんと、少しはそういうふうなことも変えていくということもよう検討してほしいと思うんですけど、その辺の考えを部長に返事してもらわ。

○佐藤総合政策部長 備前片上駅前土地につきましては、土地取得事業特別会計で保有しておりまして、それを備前市施設管理公社に備前片上駅の管理とあわせてお願いしているということでございます。この土地の貸付料は施設管理公社から入ってきまして、それを施設管理公社が駐車場として一般の方に貸し付けて施設管理公社が収入しているという状況にあります。駐車場の舗装については、これは舗装できればよろしいんですけども、更地を貸し付けているものですから、舗装するとなると施設管理公社のほうでされるということになるかと思いますので、そこら辺は今後施設管理公社と協議してまいりたいと思います。

○尾川委員 施設管理公社はそんな力がないから、ぜひ、市がリードして引っ張っていくというふうにしてもらわんと、向こうはただ管理料もらうだけで駐車場でどのぐらいマージンが上がったんか知らんですけど、長期的な投資とかという考え方はないと思うんで、前向きにしてほしいと思います。

○佐藤総合政策部長 そのあたりは協議してまいりたいと思います。

○山本委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、議案第3号の質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めて、質疑を終了いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第3号の審査を終わります。

***** 議案第4号の審査 *****

続いて、議案第4号平成29年度備前市三石財産区管理事業特別会計予算について。

何かありませんか。

○尾川委員 9ページの駐車場用地貸付料で、何台ぐらい利用しとんですか。

○濱山契約管財課長 28年度の今現在ですけども、三石駅前駐車場は普通車が10台で軽四が5台、舟坂駐車場は普通車が10台で軽四が2台でございます。

○尾川委員 前の話と関連するんじゃないけど、三石駅の駐車場というのは通勤用が多いのかな、それとも付近の住民の駐車場としてなのか、そのあたりは把握しておられんですか。

○濱山契約管財課長 通勤か付近の方というのはちょっと把握しておりません。

○尾川委員 ですから、先ほど言いましたように、どこまで三石財産区に市が口を出すんかという問題はあるんですけど、パーク・アンド・ライドで、どの程度利用者数がふえるんかわからんですけど、JRのことでそういった動きもぜひ考えて、ただ駐車場を貸し付けして金が入るだけじゃなしに、そういう考え方をしてもらいたいんです。

もう一步言うたら、赤穂線でもこっちから出て行って長船で長うとまったりするんです。5分とか。そういうのを備前市の職員は、できる限り岡山まで早う行けるようにしてくれということのを、ただJRのダイヤじゃからもうオーケーというんじゃないしに、今度のダイヤじゃったら途中で待ち時間を少のうしてくれとか、そういう配慮を少しは持ってほしいんです。長船から乗った者は何ぼおってもええんじゃないけど、こっちから行ったら長船で待たないけんわけじゃ、5分、10分。だから、結構時間がかかるな、おかしいなというたらそこで待つわけ。だから、そういう視点でダイヤを見てほしいということ。そうしたら利用者がふえたり、いろんなことにつながってくりゃへんかと。そういう視野で取り組んでほしいんです。これも部長に答えてもらわにやしようがねえ。悪いけど。

○佐藤総合政策部長 JRのダイヤ関係になりますと、公共交通ということにはなろうかと思いますが、全体のことでいいますと、委員がおっしゃられますようにできるだけ待ち時間がないようにするのがいいのかなというふうには思います。

○尾川委員 ぜひ関心を持ってもらって、佐藤部長、ダイヤ改正の前にはそういう要望も言ったり、現状を把握しとって毎年大体3月には改正があるんじゃないから、そういう要望を出していけないけんと思う。そのくらいで、よろしゅうお願いします。

○佐藤総合政策部長 その件についても公共交通課と協議してまいりたいと思います。

○山本委員長 ほかに。

○森本副委員長 濟いません。11ページの旅費なんですけど、去年も同じ額だったと思うんです。細部説明を見たら研修資格のための費用弁償と書かれているんですけど、去年どこに行かれて、来年度は行き先とか決まっているんですか。

○濱山契約管財課長 28年度は愛媛県の四国中央市に行きました。

29年度はまた管理会のほうで検討して行き先を決定したいと思います。

○森本副委員長 ちなみに視察の内容は。

○濱山契約管財課長 同じように財産区を管理しているところをピックアップしまして、財産をどう管理しているとか、そういうことを聞いています。

○山本委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第4号の質疑を終了いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

議案第4号の審査を終了します。

***** 議案第5号の審査 *****

続いて、議案第5号平成29年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計予算を審査します。

質疑のある方は。

○尾川委員 前も同じ質問をしたことがあるんですけど、財産区管理委員の報酬単価は一緒じゃと、三石と。ただ、総額が46万円で三石が23万円じゃったと思うんですけど、要するに委員の数が違うということは別におかしいことはねえんですか。

○金藤吉永総合支所長 委員の数につきましては7名で、三石地区財産区と同じかと思います。

○尾川委員 三石財産区管理会の委員報酬で23万円、同じ7名で、どうしてこんなに違うんですか。

○金藤吉永総合支所長 三石の財産区については5回の管理会の開催、三国地区財産区については予算として10回分の開催の経費を上げさせていただいております。

○尾川委員 わかりました。

○山本委員長 よろしいか。

質疑を打ち切ってよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第5号の質疑を終了いたします。

それでは、議案第5号の審査を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の審査を終了いたします。

***** 議案第28号の審査 *****

続いて、議案第28号備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案書の9ページからです。

○尾川委員 細部説明があるんですけど、もう少し組織がえの狙いについて説明していただきたいんですけど。

○河井財政課長 今回の機構改革につきましては、質疑でもお答えをさせていただいておりますとおり、まず魅力あるシティーセールス、今現在、まち営業課で全てを担っているという状況でございます。そうではなくて、他市を参考にいたしまして、ふるさと納税とか備前焼、それから世界遺産、日本遺産、こういったものをまとめまして、シティーセールスを展開していくことを目指しております。

それと、総合計画にもございます就学前教育の充実ということと、従前から御質問等をいただいております保育園、幼稚園、小1プロブレムの解消というふうな形での教育委員会への連結、伊里小・中学校区では小中一貫教育が4月から始まるという中で次のステップとして保育園、幼稚園からの接続をきっちり行うということを目的としております。

あと、地方創生推進課ですけれども、こちらのほうは今現在、企画課のほうへ事務がございませぬ。しかし、企画課のほうでは総合計画、それから定住自立圏、新たに連携中枢都市圏というさまざまな外部との新たな構想が生まれてきておりまして、総合計画自体、事業展開は多種多様に行っておりますけれども、そちらの費用対効果というものをきっちり推しはかることで事業の選択と集中が明確にできるように新たに組織を起すものでございます。

○守井委員 新しく備前焼振興係ができるということで、備前焼条例に合わせたものではないかなと思っておるんですが、具体的な業務があれば、まず教えていただければと思います。

○河井財政課長 備前焼振興係ですけれども、こちらのほうは備前焼の六古窯として日本遺産の認定を目指しております。新しくできるシティーセールス推進課の中には世界遺産、日本遺産の推進係というものも一緒に入りますので、そういったところと協力して、さらに備前焼の魅力を発信していこうということと、総合戦略では国外へ向けての備前焼の発信というものも明記されております。ですから、現在は国内だけで六古窯のつながり等で事業展開を行っておりますけれども、そういったところまで波及させることを目途としております。

○守井委員 ありがとうございます。備前焼の振興により一層取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それからもう一点、幼児教育課ということでこども育成課から移動してくるということなんです、学校教育の一貫とすれば、保育園、幼稚園それから小・中というような一連の教育関係が充実してくるという形では一つのラインができるのかなというふうに思います。

そこで心配されるのが、保育関係の部署は保健福祉部にあったということで、今度は教育委員会への移行ということで、関係者の不安があるかと思うんで、そのあたりをきちんと払拭できるような形で保育の関係にしっかり取り組んでいただいて問題のないようにしていただきたいと思うんですが、その点はいかがですか。

○河井財政課長 御指摘の点につきましては、十分な対応を図ってまいりたいと考えております。現行でこのまま進みますと教育委員会へ部署が移動するということにもなろうかと思いません。そうした場合に、市民の方に御不便がないようにというふうなことは十分検討してまいりたいと考えております。また、保育園等の入園手続、そういったものは現在も各園のほうで実施しておるはずでございますので、来庁して手続というケースは余り多くないというふうには聞いております。

○守井委員 ぜひトラブルのないようによろしく丁寧にお願いしたいと思います。

○石原委員 機構改革はたびたび行われて職員の皆さんが効率よく仕事ができる環境づくり、それは当然進めていただいて結構なんですけれども、僕が議員になりまして初めての市長選が近づいてきとんですけれども、せんだっての一般質問でも骨格予算についてさまざまな議論、肉づけと骨格のようなことであつたんですけれども、こういうような機構改革も一つ見方をすれば、新たな市長のもとで新たな機構をつくり上げて進んでいくべきものなのかなというような感覚でおつたんですけれども、市長選を直前にしてよくあることなんですか。

○河井財政課長 委員御指摘のとおり、一般的には余り機構改革というものは行わずということが一般的ではないかなとは思いますが、事業を展開していく上で必要なものはその時々で実施するべきかなというふうにも考えております。

○石原委員 他自治体の状況も拝見しますと、さまざまな自治体で確かに同じシティーセールスなる課が存在して、でも多くの自治体ではいわば企画系というか、総合政策的なところで一緒に頑張って町を売り込んでいくような形が見れるんですけれども、さっき世界遺産、日本遺産等とも連携してというお話もあつたんですけれども、こういう部課を総合政策部のほうへ地方創生と一緒にというような議論はなかつたんですか。

○河井財政課長 総合政策部というお話は特段ございませんでした。というのが市長室、市長直轄として事業推進係というものもシティーセールスの中にも設けております。横串というふうな形で複数の部署にまたがるようなシティーセールスというものがあります。そういったところで、どこがリーダーシップをとるというのも今なかなか、はいはい、私がというふうな形にもな

りづらいような状況でございますので、船頭役をとるといふような意味合いで市長室に配置しております。

○石原委員 それから、新たにできる事業推進係について、もう少し詳しく業務の内容をお教えいただければと思います。

○河井財政課長 事業推進係でございますけれども、シティーセールスをメインにして、新たな事業展開という意味合いで申し上げますと、例えますと東京オリンピック・パラリンピックそういったものの後キャンプです。地域との交流ということで、そういったのも計画されとるようです。ですけれども、通常であれば文化スポーツ課というようなことになろうかとは思いますが、中央との連携というような形で事業推進係のほうが主体となって文化スポーツ課と協力してそういったものの誘致ということで、備前市の知名度を上げるといったことがメインになってこようかと思っております。

○石原委員 これぱっと見て、もう提案されとんで可か否かで判断せんといけんのんですけど、ぱっと見ると以前まち営業というのがあって、それを英訳したらそのままシティーセールスということで、ぱっと見るとややこしいのかなというような。まあこれは意見ですけど、そういうのを感じました。

○尾川委員 まだ決められとらんじゃろうと思うんじゃけど、この組織がえで職務分掌なんかはもうオープンできるん。

それと、職員の配置、そういうのは後の話かな。

○河井財政課長 まず、1点目の事務分掌でございますが、こちらのほうは規則を改正いたしますので、規則が改正されればオープンになります。

それと2点目、人員のほうですが、機構改革で潤沢な職員の配置ができるのかというような御指摘をいただいておりますが、限られた人数の中で職員を配置してまいりますので、なかなか十分と言えるかどうかわかりませんが、その事業展開をするに必要な人員の配置を協議していくということになろうかと思っております。ですから、人員の配置はこれからになります。

○尾川委員 これが通ったら、それは市長が考えることじゃろうけど、組織の上から何に一番力を入れてやろうとしとんかというのを、シティーセールスが一番じゃろうと思うんじゃけど、そのあたりが、どうも仕事があっちこっちばらばらばらばらあって、力がある者が仕事を持っていくというような感じがして、まあ小せえ会社というのはそんなもんなんじゃけど、本当にこれでうまいこと人が生きて仕事ができるんじゃろうかなと、腐る者も出てくるんじゃねえかなと思って、腐るほうが多くなったらそれこそ腐ってしまうからそういう心配するんじゃけど、もう少し明確にしてほしいなという感じがするんですけど。こっちも市民から説明せえと言われるわけです。名前ばっかしが先行して、じゃあ何するんならといたら、そのときに、いやいや名前だけでぼちぼち見よられ、だんだんわかってくるからぐらいな返事しかできんから。それやったらこれは議決するほどのものじゃなくなってくるから。

○河井財政課長 御指摘の点は重々気をつけて組織運営をしていかなければならないと考えております。

ただ、今委員が御指摘されたシティーセールスなり地方創生推進、こういったものが今後メインになってくるのではないかなと考えております。

また、教育のほうも一貫した就学前教育から義務教育へと一連の流れができるということについては、大きな点ではないかというふうには考えております。

○山本委員長 それでは、議案第28号の質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第28号の質疑を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第28号の審査を終わります。

***** 議案第29号の審査 *****

次に、議案第29号備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案書の15ページからです。

質疑を希望される方は、発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第29号の質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第29号の審査を終わります。

***** 議案第30号の審査 *****

引き続き、議案第30号備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び備前市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案書の17ページからです。

質疑を希望される方の許可をいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第30号の審査を終わります。

***** 議案第31号の審査 *****

続いて、議案第31号備前市一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案書の32ページからです。

○石原委員 ほとんどの業種、職種においてほぼ同様のパーセンテージで引き上げがなされているようにお見受けをするのですが、この中で注目したのが昨今問題視というか、課題となっております保育士さんです。保育士の確保がさまざまな自治体で問題となっておりますけれども、そういう中で何か改定されるときに、このたびのここで他業種に比べて幾らか上乘せというかがあったりするのかなという目で見とったんですけど、さほど他業種とも変わらないような形で上がっています。他自治体はどうなのかなというようなことで、幾らかお尋ねしてみたんですけど、かえって時間給なんかは他自治体よりも備前市のほうがまだ条件はいいような形になるとるようです。そういうようなところで、保育士さんに国が2%を報酬に反映するような話もありましたけれども、そういうような保育士さんに特化した話になるんですけども、市独自で保育士さんをターゲットに何かというのはないんですか、特に、方策というか。

○石原総務課長 お尋ねのように特に今回の中で保育教諭、保育士、幼稚園教諭に特化してということで行ったということにはなっておりません。こういった非常勤職員、臨時職員の賃金改定につきましては、先般11月議会の中でも正職の人事院勧告に伴う改定をかけていただいたところでございます。臨時職員、非常勤職員につきましても正規職員の初任給を基準として現在の額を設定しており、その改定に合わせて今回の改正をお願いしているところでございます。

委員御指摘のように国のほうでも特に保育士不足というところで、雇用の確保に力を入れているということもよく報道されているところでございます。特に、国が力を入れているのが官民格差といいますか、民間の保育園保育士との格差ということをやはり問題視しているように見えますので、そういったところの底上げ、これは公務員においてもそういった議論が今後展開されてくるのではないかと考えているところでございます。今回の内容につきましては、他市の状況等々も含めまして、こういった形での提案をさせていただいているというところで、国の動向にも注視をしていきたいと捉えているところでございます。

○石原委員 他自治体の状況を見てみますと、これまた保育士さんに関してなんですけれども、さほど月額でのこれだけですよという設定が余りなされていないような感じでお見受けしたんです。月額というのがほとんどないような形、臨時の方であったりが。備前市では幅広い形で設定をされとんですけれども、現状でいきますとこういった方々は、どういう、月額の方は何人とか出ればいいんですけど、日額の方がこれぐらい、何人とか、時間額でお仕事されとる方が何人、そういうような比率というか、割合はどうなんですか、現状では。

○石原総務課長 特に、定められた比率ということでの設定ではございませんが、もともと月額を想定しての、特に保育士等につきましては月額を想定しておりました。ただ、保育の多様化、特に保育園では夜遅くまでの保育延長とかそういったことで午後から例えば4時間だけのパートで入られる方を増強したいというような現場からの要望等もあって、月額のみならず30時間であったり、それから日額、時間給ということで、いろんなお勤めをしていただける方、いろんなマンパワーを投じていけるような形ということでこのような設定となっております。

特に、月額者が何名いないといけないという、そういった基準等々ではないんですけれども、月額だとちょっとしんどいな、パートですと勤務してみたいんですけどというような、そういった声にも応えられているようにも現場サイドからも伺っておりますので、現状の形というふうに我々も理解をしているところでございます。

○石原委員 こういう方々に対してなんですけれども、賃金はこういう形なんだろうが、例えばもろもろの手当て、通勤手当であったり、そういうようなものは支給をされとんですか。

○石原総務課長 通勤手当につきましては、勤務時間数でいきますと30時間勤務者以上を、いわゆる社会保険の取得者以上ということで正規の職員と同様に通勤手当を支給しております。

それからまた、ボーナス相当ということではないんですけれども、特別賃金的なものとして、支給をそういった方には行っているところでございます。

○石原委員 国のほうも働き方改革で同一労働、同一賃金を目指して、なかなか課題は多いんでしょうけども、進めていくというようなことで。市もこれまでもお聞きしますと、国の動向も踏まえて、また人事院の勧告であったり、そういうような動きも踏まえながらの改定を繰り返してこられて、また今後もしかかもしれませんけれども、こういうような非常勤で、臨時で一生懸命頑張っておられる方に対して、国のそういうような動きもあるんですけれども、じゃ、備前市が単独で思い切って、一生懸命頑張ってください大変なお仕事されとる方には、さらによっしゃこっただけ上げますから頑張ってくださいみたいな、そういうのは別に市独自で賃金を設定していくことは別段問題はないんですか。

○石原総務課長 今後も保育の需要によっては、そういった議論も必要になってくるのではないかとこのふうには思っているところでございます。ただ、現状はそういうふうに国の基準に応じて正規の職員、その正規の職員に応じて臨時職員という基準で行ってきておりますので、ただ現状に応じた柔軟な対応というのにも必要に応じてというところの議論はあってしかるべきかとは思

っているところでございます。ただ、そういった部分でも当然バランスというものも、各地の状況等々も把握した上で、そういったことを全体的に含めての議論が必要ではないかなというふうに担当としては思っているところでございます。

○石原委員 これは保育士に限ったことではないんですけど、こういうような賃金の設定であったりという場合に大体、同等規模の自治体と同じ水準というか、横並びじゃないですか。じゃけえ、余りこういう場合も近隣自治体とかぼっこう気にせんでも備前市はこんだけ頑張りようる人じゃそれだけの対価を支払う町なんですみたいなことで、どんどんこういうことこそ独自色、予算の兼ね合いもありますけど、余り近隣自治体とかぼっこう気にされんでもええんじゃねえかなとは思うんですけど。今後しっかり前向きに検討していただければ、これ要望で結構です。

○尾川委員 備前市の場合、例えば大卒で初任給が17万8,200円でしょ、当初予算書の後ろに出とる。それで、保育士の話が出たけど、この表では16万7,600円ということになとる。それが教育職じゃったら18万1,600円なるわけじゃ、そのあたりは保育士とか幼稚園教諭でどういう扱いになとんか説明してもらえたらなと。

○石原総務課長 全ての職種ということではございませんが、基本的には正規の職員の初任給をベースに正規の職員を上回らない下位の号給を比準しているという、従前からそういう考え方に基づいて、設定を行ってきているということでございます。

○尾川委員 ようわからんのやけど、具体的に言うたら保育士のほうが16万7,600円と、例えば大卒の17万8,200円の差異はどういう理由ですかということ聞きよるわけ。

○石原総務課長 保育教諭、保育士それから幼稚園教諭につきましては、正規職員で申しますと、教育職の適用者になります。短大ですと17万2,900円が設定されておりますので、それを上回らないような位置の下位の額を設定しているという考え方でございます。

○尾川委員 それはいつまでたっても追いつかんわけ。

○石原総務課長 この根本にある考え方といいますのが、正規の職員と基準を合わせていれば下であっても毎年正規職員のベースアップが行われていけば、それに連動して毎年臨時職員についても単価は上がっていくという考え方がベースに、従前からあるものを現在使ってきているということでございます。

○尾川委員 それはいつまでたっても同額にはならないということ。追いつかんわけ。そういう制度にしとるわけ。

○石原総務課長 もともとの捉え方としましては、あくまで正規職員を超えていくような設定は設けられていないということでございます。ただ、毎年そういうふうに正規職員と連動してベースアップが行われていくというところで、今まで積み上げてきたというところで、いつか必ず正規の職員の初任給を超えていくような、年数を重ねていけばという考え方ではなっておりません。

○尾川委員 そういうことが同一労働、同一賃金と昔から言うてきとるわけじゃ。そりゃ備前市

だけそれをどうこうせいというたってなかなか難しい話やけど、現場で働く人はそこを言うわけじゃ。保育士の処遇が悪いというのは。それを備前市流で、何か方法で救済していくようなことも考えていくべきじゃねえかなというので話をしょんじゃけど。

○石原総務課長 臨時的任用職員という制度上の制約というのも我々としてもかなりジレンマに思う部分というのも正直ございます。今委員のおっしゃられるように、そこを何か打破できるような考え方とか、そういうところは我々としまして何かそういう突破できるような考え方というものができないかなというのも検討を行っているところでございます。

ただ、現状は現状としましても、そういうふうに応援していただけるということは大変我々としても力強く感じております。昨年度から経験者枠も設定して採用試験も行ってきておりますので、あらゆるいろんな今までにないような考え方をういながら子供のためにということで考えていきたいと思っております。

○尾川委員 同じ話で悪いんじゃけど、それが今、よその自治体に比べたら備前市は正規になる可能性というのが少ないというわけじゃ。その道が前は閉ざされとったわけじゃ。例えば中途採用で正規というか、職員になれんと。いつまでたっても臨時で、そういう処遇があるから瀬戸内市に行くという保育士がようけおったわけじゃ。それで、今その道はありますよと。道はあるけど、どこの道を通っていいかわからんわけじゃ、早よ言や。何人かそりゃ枠があつて、能力が落ちるから正規にしませんよというのがあるんならあれじゃけど、どうもそうじゃねえというような話も聞いたりするから、余計に食い下がって言よんじゃけど。そのあたり制度としてあつてもその制度が使えるような制度は制度じゃねえと思うん。だから、やっぱりよそ並みにはやって、同じ給料にせえというのはあれとして、限りなく近づいたりというふうに処遇していかんとやっぱり優秀な人間は逃げていく、備前市から、どうしても。それは一般の職員でも一緒じゃろうけど。やりがいもあつたり、ただ給料だけじゃねえかもしれんけど。その辺にちょっと気をつけてもらいたいなど。

それともう一つ最後に、これずっと率を出したんじゃ。その率にかなりばらつきがあるんじゃ。ずうっと拾っていったら、1,500円、1,300円、1,700円というふうな、率が違う。その何か一律的な計算上の切り上げ、切り下げでこういうふうな金額になったわけ。というのが事務補助員なんかは率が結構高うなつとんじゃ。私らが賃金アップするんやったら、普通、同じ率でだあつといくわけ。前が正しいじゃろうと、それは追いつかせないけんというんで、特にそこへ率を上げたりすることあるけど、テクニックで。一般的にはこういう時期に流れとしては何%というのを決めたらそれでずっと走るわけじゃ。それがどうも見たら0.775とか0.846とか1.029とか、率が違うわけじゃ。それを教えてもろうたらと思う。

○石原総務課長 もともとこのベースになっておりますのが、正規職員の給料表の改定を比準しております。今年度の正規職員の給与改定といいますのが、行政職ですと平均で0.1%。ただ、初任給、いわゆる若年層に手厚いような改定となっておりましたので、初任給に準じるよう

なところが大体正規の職員でももう1, 500円を中心の改定となっております。

当然職種が違えば、額が1, 600円であったり1, 700円であったりというところはあると思いますけれども、委員の話のようにそういう率をベースに考えていく手法と今回提案させていただいておりますものが、もともとのベースが正規職員の給料表の改定を比準していると。その金額を持ってきているということでございますので、こういうふうに並べてみますと、まさに委員のおっしゃられるとおりにかと思えますけれども、考え方としましてはそういうことでございますので、御理解いただけたらと思います。

○尾川委員 やっぱり賃金というのはすぐ比較するわけじゃ。不公平感というのを絶対のうせなんだら、自分が多い少ねえんじゃねえ。要するにあの人と比べて高え低いというわけじゃから、よう注意しとかんと、あの人のでえれえアップした、この人はあんま上がらなんだという、そういう理屈があるんかもしれんけど、よう賃金管理せなんだら、なかなか。うちら、あんたらみたいな大企業の賃金じゃねえから、もう生々しい話しすんじゃけどな。その辺はちょっと注意してほしいなと思う。

○石原総務課長 まさにそういう声にも敏感に丁寧に対応していくように心がけてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○山本委員長 よろしいかな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第31号を質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これより議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第31号の審査を終了します。

***** 議案第46号の審査 *****

続いて、議案第46号備前市過疎地域自立促進計画の一部変更について。

議案書の第170ページからです。

○津島委員 この事業計画というのも絵ができると思いますが、この拡幅の理由について教えていただきたいと思えます。

○野道企画課長 こちらの拡幅につきまして、委員は十分御存じだと思うんですけど、国道2号線と西鶴山8号線を結ぶ市道としまして香登4号線がございまして、こちらの幅が狭くて、今通勤等かなり困難ということで、以前の過疎計画におきまして拡幅の予定ということでございました。一応6メートルの幅ということで計画をしておったところなんですけど、原課で計画を進めていく上で幅員を7.5に広げるということで事業が変わってということで今回計画変更すること

となっております。

○津島委員 設計図はどんなんですか。

○野道企画課長 濟いません。まち整備課から参考でいただいておりますのが、計画の図面ということで正式な図面かどうか、申しわけございません把握できておりませんが、参考的にはいただいておりますのでございます。

○津島委員 後から見せてください。

○野道企画課長 まち整備のほうへ確認をいたしまして、オーケーでしたら見ていただくようにします。

○山本委員長 この件についてほかに質疑を希望される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、議案第46号の質疑を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第46号の審査を終わります。

暫時休憩します。

午後2時42分 休憩

午後2時57分 再開

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

***** 請願第12号の審査 *****

次に、請願第12号日本政府に「核兵器禁止条約の交渉会議参加と、条約実現に努力することを求める」意見書採択を求める請願についての審査を行います。

本請願についてはどのような取り扱いにいたしましょうか。

○守井委員 他都市の状況とか日本の全体の流れをよく調査したほうがいいじゃないかと思うんで継続審査という形でいかがでしょうか。

〔「同感です」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 継続審査という声があるんですけど、皆さんどんなですか。

○石原委員 慎重に扱うべき問題だとは思いますが、一番下の3番の請願事項を読みますと、1行目のところへ3月から国連本部で開催される会議に日本政府の参加を求めるというんですけど、仮にこれを採択して、3月24日の定例会最終日で最終決定がなされて効力があるのかどうなのか。

それから、慎重に継続審査もあり得ると思うんですけど、3月からの会議に参加を求められる。それがどうなのかなというのがあるんですけど。

○山本委員長 ほかの委員さんはどんな意見がありますか。

○津島委員 ちょっと調査研究をしてみたいと思います。

○山本委員長 ほかの委員は、どんなですか。

○尾川委員 今、調査研究の時間を。

○田原委員 結構です。

○森本副委員長 継審。

○山本委員長 一応全員に話は聞きましたので、請願第12号は継審でよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第12号は継続審査とさせていただきます。

***** 報告事項（なし） *****

報告事項があれば、報告をお願いします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

報告事項がないようでしたら、所管事務調査に入ります。

***** 所管事務調査 *****

所管事務調査ですので。報告事項はねえらしいですから、所管事務調査がある委員の人は順番に。

○田原委員 議員の連絡箱を見たら、3月13日付の備前市監査委員、活動報告の送付についてというのがボックスにあったんですけども、そこで大田代表監査委員さんが本報告は地方自治法に基づき行った監査の結果を、備前市議会及び備前市長に提出するものである。なお、監査の結果に関する報告の決定は、同法同条第11条の規定により、複数の監査委員の合議によるところであるが、平成28年9月より議員のうちから選任される監査委員の不在であるため、識見を有するものうちから選任される監査委員である当職が監査結果に関する報告を決定し、提出する。こういうような報告です。そういう中で今欠員となっている監査委員に対して、当局はどのような見解をお持ちなのかお尋ねをします。

○今脇市長室長 任命者ということで市長がおりませんので、かわりにですけども。

今、そういうことで1人いないということで正確な監査をする上で適切じゃないかなと思います。なるだけ速やかに正常な体制に戻れるように、私たちも努めていきたいなと思っております。

○田原委員 異常な状況であるということをして市長室長は認識をされているということですね。

○今脇市長室長 一応、うたわれている内容からすると、1人ではなくて2人というのが正しい状態かなとは思っておりますので、早い時期にそういうふうにしていく必要があるというふうにはもちろん思っております。

○田原委員 市長室長の見解はわかりましたが、ことしから瀬戸内市さんと一緒にやっている事

務局として支障がないのかどうか、現場担当者からの見解をお尋ねしたいと思います。

○正富監査委員事務局長 当然、法で2人の合議制ということでもありますので、1人で意見書をつくらざるを得ない状態は大変遺憾なことだと感じております。

○山本委員長 ほかに。何か違う別件で。

○石原委員 監査にも関連するんですけども、ちょっとあちこちするかもわかりませんが、同じくいただいた資料の中に、後段に平成28年度の財政援助団体等監査結果報告書が添付されておいて、最後のページ、4ページ、5ページにわたって、日生鹿久居島古代体験の郷「まほろば」での、ここでは平成25年と平成27年、2度にわたる火災に関して適正な処理がなされていませんよということが指摘をされとんですけれども、これについてその後どのような対応をされとんでしょうか。

○星尾日生総合支所長 この件につきまして、口答では報告はしていたんですけど、こういった文書による報告があったということを私のほうが認識しなかったため、ここで指摘されまして指摘された後に報告をしております。

○石原委員 この中で、公有財産滅失報告書というものを市長並びに会計管理者に提出すべきという形で指摘をされとんですけれども、備前市公有財産規則に着目してお尋ねをさせていただければと思います。

第16条に公有財産台帳等という項目がございます、その中に公有財産台帳が出てきます。こちらは以前議論になったかもしれんんですけども、後ろに見えます旧アルファビゼンに関しては、公有財産台帳なるものは整備されとんでしょうか、いかがでしょうか。

○濱山契約管財課長 御指摘の公有財産台帳には記載しております。

○石原委員 それらの文書がどういう形で保管、管理されとんかなというところにも着目したんですけども、同じく備前市にそういった文書の取扱規程が規定されておりますが、その中で第33条に文書の保有年限が出てまいります。そこでは、第1種から第5種まで5種類保有年限が限定されておるんですけども、ここでは第1種から第5種まで簡単な記述しかないんで、ここでもし可能なら、第1種はこういうような文書ですよ、第2種はこういうような文書ですよというのが、もし御説明いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○石原総務課長 一言で、これこうこうこういうものですよということはなかなかあれなんですけれども、例えば第1種で30年以上のものですと、イメージとしてはもう永年保存的なものというふうな理解になろうかと思えます。

○石原委員 また、もし可能ならそれをあらわしたような何か書面でいただければと思いますが、いかがでしょうか、第1種から5種までの説明を。

○石原総務課長 まずは確認をさせていただけたらというふうに思います。

○石原委員 先ほど出ました公有財産台帳は、第何種に該当しますか。

○石原総務課長 不確かな記憶で申し上げるのも大変恐縮なんですけれども、公有財産のもとに

なりますので、保存年限は長いのではないかなというふうには思っております。確実なことは、確認してみないと、申しわけございません。

○石原委員 その文書の種類をきょう何点かお尋ねできればと思うんですけども。すぐにお答えが難しければ、何らかの形で近々にお答えいただければと思うんですけども。

1つ目が、先ほどの公有財産台帳が第何種に相当しているのかということです。

それから2点目が、旧アルファビゼンに関してお尋ねをしようと思っておりますけれども、該当するのかわからないのかは定かではないんですが、18条に改造または移転等のところで公有財産を改造した場合には、内容を記して、具して市長の決裁を受けなければならないとあるんですけども、その決裁を受けた文書があるのかわからないのか、旧アルファビゼンに該当するのかわからないのか、それからもし仮にあるのであれば、第何種に相当する文書なのかということなんです。

それから、第22条に行政財産の使用許可、行政財産と普通財産の区別も僕も理解がまだ乏しいんですけども、そこに文書の名称で行政財産使用許可申請書というのが出てきます。あの施設をああいう形で使っておられたんですけども、この使用許可申請書なる文書が旧アルファビゼンにおいては必要であったのかわからないのか、もし関連するのであれば、この文書は第何種に相当する文書なのかということなんです。

それから、第24条に財産の貸し付けというところがありまして、普通財産借受申請書というのが出てきます。この文書は旧アルファビゼンに関して必要であるのか否か、またあるのかわからないのか、この文書は第何種に相当するのかわからないのか。それを受けて貸し付けた場合は、5項に普通財産貸付簿というのが出てきます。この文書は、旧アルファビゼンのああいう動きにおいて必要であるのかわからないのか、実際に存在するのかわからないのか、第何種に相当するのかわからないのかということなんです。

それから、第26条に原形変更等というところがありまして、これがどういう形で変更したことが該当するのかわからないんですけども、ここにも変更する場合には申請書が要りますよということなんです。この申請書は、ああいう形で使用において必要であるのかわからないのか、存在するのかわからないのか、第何種に相当する文書か。

それから、滅失、損失という項目が第28条にございまして、この中に先ほど出てきた公有財産滅失（損傷）報告書という文書が出てきます。この報告書は、ああいう形で旧アルファビゼンが損壊を受け、盗難被害に遭っておる、あの出来事においてこの文書は必要なものなのかどうか、それからきちっと報告がなされて存在しておるのかわからないのか、それからこの文書は第何種に相当するのかわからないのか。済みません、次々言ったんですけど、そういうことです。

それから、文書取扱規程のほうに戻りまして、これはすぐお答えいただければ別段結構なんですけれども、第41条にファイルの廃棄というところがありまして、これは旧アルファビゼンに絡んだことじゃない、全般にわたってなんですけれども。じゃあ、仮に保有年限を経過したファイルを廃棄するときはここに、廃棄リストによって文書管理課長に協議し、承認を得て廃棄しなければならないとあるんですけども、ここで言う廃棄リストというのはどんなものなのかとい

うことと、もし仮に廃棄する場合に管理する課長にここでは承認を得て廃棄しなさいよということが明記されとんですけれども、じゃあ課長の承認を得たやりとりが、課長さんが押印なり何かをして文書の形でそういう承認はなされるのか。廃棄リストがどういうものかということと、その承認というのはどういう形でなされるのかの2点についてはいかがでしょうか。

○石原総務課長 先ほどの最後の廃棄に関しましては、保存年限を経過したものというのが、システムの管理になってございます。その保存年限を過ぎましたものが一覧で出てまいりますので、それに基づいて年に1回、廃棄文書の取りまとめを総務課が主体で全庁的にそういった廃棄を行っているということでございます。承認につきましては、文書取扱主任という者を各課に1人置いております。そこと総務課の担当課との調整というのが実務ではございますけれども、手続としましては先ほど委員おっしゃっていただきましたように、これだけの廃棄がありますと、当然その分量等々見込みが立ちませんと、廃棄に来ていただくどれだけの期間を要するか、どれだけの文書量を要するかということも見込みが立ちませんので、そういう手続をとっての承認という形でございます。それから、廃棄後のリストということですが、その点については大変申しわけございません。即答しかねますので、最初にたしか7点ほど御指摘いただいた点と合わせまして、後刻しかるべきときに回答させていただけたらというふうに思っております。

○石原委員 文書については、特には以上です。ありがとうございます。

○山本委員長 ほかに、何か。

○田原委員 きょうは予算委員会じゃないんで、考え方だけをお尋ねをしておきたいんです。

まず、今回の予算については、通常骨格予算という概念があるんですが、今回の予算を骨格予算と呼べるのかどうか、どのように思われておるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○河井財政課長 御指摘の件ではございますが、言えるというところだとは思いますが、骨格予算をベースとして編成をし、重点項目には重点的に予算を配分しているということでございます。

○田原委員 経常収支比率の91%の中で、これが骨格予算と言えるのかなと疑問を持つんですが、担当としてはいかがお考えですか。

○河井財政課長 経常収支比率は御指摘のとおり、27年度決算では91%でございます。骨格予算と経常収支というものは同列では扱えないかなとは思っているんですけれども、これ以上に通常であれば肉づけ予算というものがまた6月補正で行われるということでございます。ただ、本市の場合、財源不足は否めないという状況には変わりございません。他市同様に他市町村では財政調整基金を取り崩して予算編成をしているところが本市の場合は財政調整基金ではなく、まちづくり応援基金という財源が違うという点だけであると考えております。

○田原委員 一般質問のいずれの方からの答弁の中で、我が備前市は財政調整基金を取り崩さずにこれだけの予算が組めたんだという大変強気の御答弁がありましたが、ふるさと納税についての今後の見通しをどのようにお考えなんでしょうか。

○今脇市長室長 一般質問でもお答えをしていると思うんですけども、現在の形をこのままいく予定にはしておるんですけども、報道にありますように総務大臣のお話もございます。今後のそういう成り行き、例えば返礼率一つとってもそういう法整備がどういうふうにされてくるのか、そういうものは見ながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○田原委員 見ながらじゃなしに、将来どういうふうな感覚をお持ちですかという質問をさせてもらったんです。見ながらは当然のことなんですけど。

○今脇市長室長 ふるさと納税そのものは例えばふるさと納税法とかいうものがあるわけではなくて、税法のほうの寄附金控除という中での制度ということになりますんで、寄附金そのものの制度はなくなるとは考えられないかなというふうに思います。そうした中で、今日のようにふるさと納税制度ということで返礼品等をする自治体がふえてきたという状況でございます。今、懸案になっておりますそういう返礼の扱いについて、先ほど申しましたように、今後の指導等見ながら対応していきたいなというふうに思っております。

○田原委員 これも一般質問でどなたかがお尋ねされていましたが、県から指導はあったけど、国からは指導がなかったんだという、そういうような答弁がたしかあったと思うんですけど、実際あったのかないのか、また内容はどういうことだったのか、担当からお聞きしておきたいと思います。

○今脇市長室長 国から直接という形を実はとってなくて、国は都道府県に出しているということです。そのあたりが説明はちゃんとというかできてないのかなあと思うんですけども、都道府県のほうにこういうふうに指導してあげてくださいよというようなことで税法のほうの一部改正が送られていて、それに対して岡山県の例なんですけども、市町村課長から助言というような形で通知が来ていると。それを添付してきているということで、各市町村長各位とかというような形で直接市町村に来ていないという意味で、以前の一般質問等、答弁でされとんじゃないかなというふうに思います。

○田原委員 やっぱりあったということじゃ。県を経緯して国からの指示があったということなんで、正確に答弁、市長じゃないんだから、あなたに言うてもしょうがない。

そういう中で、これも先ほどの国会の予算に返るんですが、もう一回財政課長にお尋ねしたいんですけども、将来は不如意になるであろうという、継続してやっていかんといかん事業、すなわち不如意に該当する財政が固定化される、先ほど経常収支比率と関係ねえんじやていう答弁でしたけど、将来かなり窮屈な予算になってくるんじゃないかという心配をして賛成したい事業なんじゃけども、賛成しにくいなあという考え方を持っているんです。いや心配ないんじや言うたら、わしも賛成に手を挙げんといかんで。その辺のことを予算委員会の前段でお尋ねをしておきたいと思います。

○河井財政課長 委員御指摘の件でございますけれども、苦しいか苦しくないかと言われますと苦しいですということにはなろうかと思えます。ただ、苦しいなりに、予算を計上しとる以上

はそれに向けての努力をしていかないといけないということにもなろうかと思えますし、経常収支比率についても改善させる方向を、事業の見直しとか廃止、それから施設の統廃合、こういったもので幾らか改善できるというふうな形で方向づけをある程度出していかねばならないということになってこようかと思えます。

○田原委員 ありがとうございます。

ほかにもう一点、条例改正のときの組織及び任務の件ですが、これは賛成で済んだんですけども、通常これも骨格予算と同じなんで、この時期に組織編成をする必要があったのかどうか。これは事務方の提案でこういうような組織図が出たのか、任期がわずかの市長が提案されたのか、まずそれをお尋ねしておきたいと思えます。

○河井財政課長 提案の趣旨でございますけれども、これは両方でございます。市長の御意向もあるでしょうし、私ども事務方としての意向というものもございます。そういった流れの中で4月1日からというふうな形で提案させていただいたものでございます。

○田原委員 もう一点だけお尋ねします。

今回、定年退職とか早期退職で何名ぐらい退職されて新規採用をどの程度お考えですか。

○石原総務課長 いわゆる一般事務職につきましては、11名の採用を予定しております。それから、特に事務系を中心としますと11名、そして土木建築を公募しておりましたが、建築の2名のみとなっております。

それから、退職者数ですが、28年度での退職いわゆる普通退職、早期定年を含めて全体としての事務系の職員は技術系を含めて全員で11名になります。

○田原委員 わかりました。それで、恐らく4月1日で新しい人事の内示があらうかと思うんですが、新しい組織が今回4月1日付で、組織で人員配置されると思うんですけども、さっきの骨格予算と一緒に非常に不安定な時期なんで、どの程度の人事を佐藤部長考えられとんのか、小規模でやられるのか、その辺の本格人事をされる予定があるのか。退職者が11名、新入者が11名ということなんですけども、当然4月1日から仕事をやらんといかんのんでしょうけど、その辺の腹づもりが、例えば東京でぽおんとあくまでもやるようなことをこの際やられるのかどうか、それも含めてお尋ねをしておきたいと思えます。

○佐藤総合政策部長 先ほど総務課長からも答弁いたしましたように、定年あるいは早期、普通、いろんな退職者もおりますし、採用者もおります。その退職と採用の調整といいますか、そこは当然するといたしまして、そのほかの異動についても先ほどもありましたように機構改革に伴うものもありますし、それから新規につくる部署もある、機構改革ですけれども。それから、定期的に異動している部署もありますので、ある程度の規模にはなるのではないかなとは思いますが、先ほどおっしゃられましたように、市長選挙があるということでございますので、極力は少ないというふうにはしたいとは思いますが、そのあたりは今後、これからになりますので、ここでじゃあこれぐらいの規模になる予定ですということは、今のところお答えでき

ないというところでございます。

○**田原委員** よくわかりました。とにかく慎重にやってください。

○**山本委員長** ほかに何かある。

○**石原委員** 済みません。またふるさと納税へ戻るんですけれども、総務省から毎年通達が来とるようすけれども、その中であくまで法的な拘束力はないんでしょうが、問題視しとるのは何品目か何種類かあったと思うんですけれども、この間も一般質問させていただいて、金額を記したような商品券は問題があるんじゃないかというような市長の御発言あったんですが、総務省が言うところの自粛すべき品目の中で、じゃ商品券とほかに何品目か、それから問題視しておいたのは電化製品、それからゴルフ用品、それから自転車、そういうのが何項目か出てくるんですけど、問題視のレベルというのはどうなんですか。商品券は特にだめですよとか、そのレベルっちゅうか。

○**今脇市長室長** まず、通知というのは毎年ということではございませんで、昨年4月のそのときだけでございます。これは一般質問でもお答えしとると思います。あと、レベルなんですけれども、結局もともと寄附してくださった方にお礼状を出す、そこに今度返礼品をするという形でだんだんだんだん、これがある種競争のような形といいますか、自分の町をアピールする、それからもちろん寄附金もたくさん欲しいということで広がってきたんだと思うんですけれども、その中で国が懸念しているのは、インターネット上とかで換金されるというのが一番懸念をしているところなんで、換金性が高いものを抑えようということになります。ですから、商品券であったり、プリペイドカードであったりというのは一番に換金しやすいので、そういうことになります。それから、あと電気製品であったりとかというものになると、高額になるので、これまたやりやすいという意味でございます。ですから、資産性が高い、換金性が高い、そういうところを指導しているということだと思います。

目安になるボーダーというのがないので、どちらかというところを防いでくださいよっという意味で、その予防策として備前市のほうでやっているというところで、お答えになってないかもわかりませんが、目安としてはないので、うちのほうでは予防策を講じて全部チェックしているというところでございます。

○**石原委員** 今、返礼品に加わるとるマイクロソフトのサーフェス、あれが一番グレードの高いやつになるとかなり高額だとは思って、どこからが高額じゃなくてどこまでが低額でというラインももう曖昧なんですけど、ぱっと見とって、換金されるのは何らかの手だてで防ぐことができれば、余り利用券商品券の類いがそんなに今備前市が取り扱っとるほかの高額と思える電化製品と比べて全然問題じゃないんじゃないかと思えますんで、中身であったり手間はかかりましようけど、工夫をいただきたいというふうに思います。

○**今脇市長室長** 今、おっしゃられているように、例えば商品券であったりとかというようなチケット類の分です。それもやり方によっては、転売防止策というのは施せるのかなというふうに

は思います。ですから、どれだけ手間がというのはありますけども、今は備前市ではそれをやってないと、外している、全くないわけじゃないんですけども、スポーツ施設の利用券とかみたいのもあるわけなんですけども、全くやってないわけじゃないですけども、額はそれほど大きくなってないんで問題はないんですけども、そういうものも額が大きくなると、そういうふうに懸念されますので、その辺の手だてというのは考えていけば、全くやれないということはないのかなあとは思っています。

○石原委員 備前焼の振興係も新しくできたんで、しっかり研究、検討いただいて進めていただければと思います。

それから、この間一般質問でもちらっと触れさせていただいて、今そんなに備前市民の方が備前市に御寄附というのがそんなにないとは思いますが、もし仮に今後備前市はいろいろあつてできるんならしてみようかとかという流れになったとき、備前市の収入というか、歳入にどのような形で影響するのかなあという思いでおるんです。この間の話では、税収が減った分に控除された分、その分の75%か何かは交付税で賄われますよというお話だったんですけど、仮に備前市民の方で上限が5万円の方、2,000人が備前市に寄附をされたら、寄附額は1億円じゃないですか。1億円。返礼に係る返礼品また手数料等、ここではちょうど50%と仮定させていただいて、1億円寄附の中から5,000万円返礼しましたよ、寄附額残りが5,000万円ですよ。この場合の影響というのはどういう形になるんですか。

○今脇市長室長 備前市民が地元へふるさと納税するという話で、今50%という話だったと思うんですけど、以前そのお話があったように、翌年ですけども、交付税からの75%というのがございますので、多分、すぐに、実際はあれですけども、実際にはちょっとふえるかなというぐらいになるかなというふうに思います。全く損はない感じじゃないかと思えます。

○石原委員 じゃあ、備前市民は備前市に寄附をすると、翌年まあまあ控除もされて、プラス返礼品もいただけて、それからまあまあ市内業者以外もある、市内の業者も返礼品を扱うことで、いわばよく言われる地域経済活性化にもつながり得るということで、じゃあ言うたらいいことづくめというようなことなんですか。

○今脇市長室長 還元率、変換率、返礼の率にもよりますが、今の50%でいくと恐らく交付税を受け取る自治体ということになるとちょっとふえるのかなという形になるかなと思います。

○石原委員 この間サイトか何かで見たんですけど、自治体によっては住んでおられる市民の方から寄附をいただいた場合の返礼品に通常よりも、済みませんが、率が低いものを設定しとられたりする自治体も何かあったんですけど、備前市では現状じゃあ、通常どおりの形で返礼がなされとると捉えとったらいんですか。

○今脇市長室長 備前市では、一応市内外の率の区別はしていないということでございます。

○山本委員長 よろしいかな。

○石原委員 ありがとうございます。

○山本委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、総務産業委員会を終わらせていただきます。

御苦勞でございました。

午後3時45分 閉会